

第17回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年11月30日（金）午後1時30分
2. 場 所 大樹町役場委員会室（4階）
3. 出席委員 17名
4. 欠席委員 1名
5. 議事日程

日程第1		農業委員会業務報告について
日程第2	議案第50号	農地法第18条の規定による合意解約の成立状況の確認について
日程第3	議案第51号	現況証明願いについて
日程第4	議案第52号	農地法第3条第1項の規定による許可について
日程第5	議案第53号	農地法第4条の規定による許可について
日程第6	議案第54号	農地法第5条の規定による許可について
日程第7	議案第55号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
6. 事務局 水津事務局長、笹田係長、中村主任
7. 会議の概要

議長

ただ今から、第17回大樹町農業委員会総会を開きます。

ただ今の出席委員は17名であります。

金丸 栄省 委員が所用のため本日の総会に出席できない旨の届出がありましたので報告いたします。

会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第十四条の規定により、議長において、1番 柚原 千秋 委員、2番 富倉 浩之 委員を指名いたします。

日程第1、農業委員会業務報告を行います。

事務局より内容説明を求めます。

水津局長

平成30年10月30日に開催された第16回総会以降で報告していない業務について、報告いたします。

農業委員会業務報告

1. 会議関係について

- (1) 11月 2日 (金) 農地パトロール
農業委員出席 1名欠席
- (2) 11月 7日 (水) 農業委員道内研修
～ 9日 (金) 農業委員出席 3名欠席
- (3) 11月16日 (金) 尾田地区交換分合事業 土地評価会議
尾田、拓北、豊里
交換分合推進委員10名出席
- (4) 11月19日 (月) 平成30年度第4回町議会臨時会
役場4階議場 会長出席
- (5) 11月20日 (火) 十勝農業委員会連合会「講演会」
帯広市 農業委員出席 4名欠席
- (6) 11月20日 (火) 平成30年度地区別農業委員等研修会
帯広市 農業委員出席 4名欠席
- (7) 11月20日 (火) 平成30年度第4回十勝農委連役員会
とかちプラザ 会長出席
- (8) 11月21日 (水) 現地調査 第4班
現況証明5件、転用2件
- (9) 11月22日 (木) 平成30年度新穀感謝祭
大樹神社 会長欠席
- (10) 11月22日 (木) 現地調査 第2班
現況証明1件、転用3件、売買あっせん1件
- (11) 11月26日 (月) 尾田地区交換分合事業 関係機関協議

事業参加者の融資について

J A大樹町 推進委員長・会長出席

(12) 11月27日(火) 国有地 現地調査

振別・石坂地区担当委員

2. 農地法第3条の規定による資格審査について

所在：大樹町(地番)

法人名：(法人名)

代表取締役(氏名)

詳細については、笹田より説明いたします。

笹田係長

農地法第3条の資格審査について説明いたします。

(地区)の(氏名)が新規法人を立ち上げたことに伴う農地法第3条の申請が提出されたため、農地所有適格法人として適切か審査を行いました。

1. 農地法第3条の資格審査について

番号1番

貸主(地区)(氏名)、(氏名)

借主(地区)(法人名)

権利の種類 使用貸借

期間 10年間

土地の所在(地番)以下計40筆

地目 畑

面積 合計1,169.063㎡

法人形態要件 株式会社につき、適合

事業要件 今後3か年の販売計画では、農業と関連事業による売り上げのみと
なっているため、適合

議決権要件 法人構成員は2名で、2名ともに農業及び農作業に350日従事する
計画であるため、適合

役員要件 法人構成員2名とも、農作業に350日従事する計画であるため、適合

以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長

以上で業務報告を終わります。

日程第2、議案第50号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認

についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局協

議案第50号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます合意解約成立状況の確認は1件でございます。

申し出のありました「合意解約届」について、農地法に基づき、合意解約が成立しているかの確認についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは、番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第50号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について説明いたします。

番号1番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

所在 (地番) 以下計2筆

面積 合計96,623㎡

契約年月日 平成22年4月30日

解約年月日 平成30年11月1日

土地の引渡し日 平成30年11月1日

農業経営基盤強化促進法第18条の規定による賃貸借

合意解約の成立状況については、農地法第18条第1項第2号に規定する、農地の引渡しを行う期限の6か月以内に成立した合意解約であるので、知事の許可を必要としない合意解約であり、成立しているものと考えられます。

なお、この合意解約は、(貸主)が売買あっせんを希望したために行われるものです。

以上で説明を終わります。

議長

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第50号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第3、議案第51号、現況証明願いについての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第51号、現況証明願いについて提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます「現況証明願い」は6件でございます。

申し出のありました「現況証明願い」について、農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願い出がありましたので、その証明の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは番号1番から5番の内容について、事務局より説明を求めます。

中村主任

議案第51号、現況証明願いについて説明いたします。

番号1番

申請者 (地区) (氏名)

所在 (地番) 1筆

公簿地目 畑

現況地目 農地・採草放牧地以外

面積 4, 264㎡のうち1, 433㎡

現地調査 平成30年11月21日 第4班 穀内 班長

この案件は、農地台帳地目を現況地目に変更する案件となります。

番号2番

申請者 (地区) (氏名) (所有者 (申請者の父))

所在 (地番) 1筆

公簿地目 畑

現況地目 農地・採草放牧地以外

面積 11, 244㎡

現地調査 平成30年11月21日 第4班 穀内 班長

この案件は、登記簿地目を現況地目に変更登記する案件となります。

所有者は申請者の父であります。この申請は「保存行為」にあたり、複数いる相続人や共有者の同意を得ることなく相続人の1人が申請することができるものです。この場合、畑以外という現状を維持するため、登記簿地目を変更するための申請となります。

番号3番

申請者 (地区) (氏名)

所在 (地番) 以下計6筆

公簿地目 畑

現況地目 農地・採草放牧地以外

面積 合計173,984㎡

現地調査 平成30年11月21日 第4班 穀内 班長

この案件は、登記簿地目を現況地目に変更する案件となります。

番号4番

申請者 (地区) (氏名)

所在 (地番) 1筆

公簿地目 山林

現況地目 畑

面積 16,115㎡

現地調査 平成30年11月21日 第4班 穀内 班長

この案件は、登記簿地目を現況地目に変更する案件となります。

番号5番

申請者 (地区) (氏名)

所在 (地番) 以下計2筆

公簿地目 宅地・雑種地

現況地目 畑

面積 合計1,720㎡

現地調査 平成30年11月21日 第4班 穀内 班長

この案件は、登記簿地目を現況地目に変更する案件となります。

以上で説明を終わります。

議長

次に、番号1番から5番について、調査班より報告を求めます。

第4班 班長 穀内 和夫 委員から報告願います。

13番
穀内委員

議案第51号について報告いたします。

1番につきまして、申請地は、畑としての利用はできないため、農地・採草放牧地以外とすることは止むを得ないと、班では判断しました。

2番と3番につきましては同一申請者のため、あわせて報告いたします。申請地は、畑としての利用はできないため、農地・採草放牧地以外とすることは止むを得ないと、班では判断しました。

4番につきまして、申請地は畑として利用されていることから、申請のとおり畑であると班では判断いたしました。

5番につきまして、申請地は畑として利用されていることから、申請のとおり畑であると班では判断いたしました。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第51号、現況証明願いについての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

暫時休憩いたします。

議長

再開致します。

それでは6番の内容について、事務局より説明を求めます。

中村主任

番号6番

申請者 (地区) (氏名)

所在 (地番) 1筆

公簿地目 宅地

現況地目 畑

面積 972 m²

現地調査 平成30年11月22日 第2班 竹内 班長

この案件は、登記簿地目を現況地目に変更する案件となります。

以上で説明を終わります。

議長

次に、番号6番について、調査班より報告を求めます。
第2班 班長 竹内 稔 委員から報告願います。

6番
竹内委員

議案第51号について報告いたします。
6番につきまして、申請地は畑としての利用に支障となるものがなく、畑として利用されていることから、申請のとおり畑であると班では判断いたしました。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

報告が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。
これより議案第51号、現況証明願いについての件を採決いたします。
本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり決定されました。
暫時休憩いたします。

議長

再開いたします。
日程第4、議案第52号、農地法第3条第1項の規定による許可についての件を議題といたします。
提案説明を求めます。

水津局長

議案第52号、農地法第3条第1項の規定による許可について提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます「農地法第3条第1項の規定による許可申請」は2件でございます。内容は、新農業法人への使用貸借が2件でございます。

その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは番号1番から2番の内容について、事務局より説明を求めます

笹田係長

議案第52号、農地法第3条第1項の規定による許可について説明いたします。

番号1番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下計39筆

台帳地目 畑

現況地目 畑

面積 合計1,130,226㎡

理由 貸主 農地所有適格法人の設立に伴う貸付

借主 同上理由による借受

借受人の経営地の状況

自作地

使用収益権を有する土地 1,169,063㎡

労働力 3名

家畜の状況 乳牛122頭

水利調整 該当なし

農薬の使用 農薬使用

共同防除活動 該当なし

遺伝子組換え作物 なし

作付(予定)作物 連作

使用貸借 10年間 無償

地区担当委員 原口 武実 委員

番号2番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 1筆

台帳地目 畑

現況地目 畑

面積 38,837 m²

理由 貸主 農地所有適格法人の設立に伴う貸付

借主 同上理由による借受

借受人の経営地の状況

自作地

使用収益権を有する土地 1,169,063 m²

労働力 3名

家畜の状況 乳牛122頭

水利調整 該当なし

農薬の使用 農薬使用

共同防除活動 該当なし

遺伝子組換え作物 なし

作付(予定)作物 連作

使用貸借 10年間 無償

地区担当委員 原口 武実 委員

1番及び2番は農地所有適格法人の設立に伴う使用貸借による権利の設定の案件となります。

次ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項に規定する、3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。また、当該地の位置図を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。

議長

次に、番号1番から2番について地区担当委員より報告を求めます。

原口 武実 委員から報告願います。

7番

原口委員

議案第52号について、1番と2番は関連しておりますので、あわせて報告いたします。

申請者が農地所有適格法人を設立したことに伴う、農地の使用貸借の案件になります。申請者は意欲的に営農されており、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。また、農地の集団化や農作業の効率化には支障が生じないため、許可の基本要件をすべて満たしていると考えられます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第52号、番号1番から2番の農地法第3条第1項の規定による許可についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第5、議案第53号、農地法第4条の規定による許可についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第53号、農地法第4条の規定による許可について提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます「農地法第4条の規定による許可について」は1件でございます。内容は、農業用施設の農地転用が1件でございます。

その申請内容の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは、番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第53号、農地法第4条の規定による許可について説明いたします。

番号1番

申請者 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 1筆

台帳地目 畑

現況地目 畑

面積 19,735㎡のうち795㎡

目的 飼料貯蔵施設の建設

時期 許可の日から永年間

計画内容

バンカーサイロ 2棟 建築面積 795㎡ 所要面積 795㎡

転用基準 農業振興地域整備計画における農用地

転用申請と合わせて用途変更の手続き中

許可理由 農地法第4条第6項の規定による転用

現地調査 平成30年11月21日 第4班 穀内 班長

チェックリスト・施設の配置図等を次ページに添付しておりますので、ご参照願います。

なお、申請面積が3,000㎡を超えないため、北海道農業会議常設審議委員会への意見聴取は不要となり本総会でお認めいただければ許可を出せる案件となります。また工事完了届が提出されたら、地区担当委員と申請通りの転用か確認し、問題が無ければ台帳地目を変更いたします。

以上で説明を終わります。

議長

次に、番号1番について調査班より調査報告を求めます。

第4班 班長 穀内 和夫 委員から報告願います。

13番

議案第53号について報告いたします。

穀内委員

経営規模の拡大により既存のバンカーが手狭になったことから、新たにバンカーを建設したいと伺っております。申請地の隣には既存のバンカーがあり施設を増設するには最適な場所であることから他の代替地もなく営農には支障を及ぼさないことを現地調査にて確認しました。

農地転用の一般基準を満たしており許可することはやむを得ないと班では判断しました。

ご審議のほど、よろしく願います。

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第53号、農地法第4条の規定による許可についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第6、議案第54号、農地法第5条の規定による許可についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第54号、農地法第5条の規定による許可について提案説明を申し上げます。
今回ご審議頂きます「農地法第5条の規定による許可について」は4件でございます。内容は、砂利採取による一時転用が1件、イベント等に利用する一時転用が2件、農業用施設の農地転用が1件でございます。

その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは番号1番から4番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第54号、農地法第5条の規定による許可について説明いたします。

番号1番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 以下計3筆

台帳地目 畑

現況地目 畑

面積 合計56,925㎡のうち17,183㎡

申請年月日 平成30年11月8日

目的 砂利採取のための一時転用

時期および利用権設定等の種類

始期 2019年4月1日 終期 2020年3月31日

使用貸借による権利の設定

計画内容

掘削面積 11,160㎡ 砂利採取量 30,493㎥

保安区域 6,023㎡

転用基準 農業振興地域整備計画における農用地
(一時転用のため、用途変更不要案件)

許可理由 農地法施行令第11条第1項第1号

砂利採取の案件では隣接する地権者に同意書をいただくこととしているため、隣接している遠藤氏の同意書をいただいております。

また、チェックリスト・申請図面や位置図を次ページ以降に添付しておりますの

で、 ご参照願います。

なお、農業施設以外への転用案件であることから、面積に関わらず北海道農業会議常設審議委員会への意見聴取が必要な案件になります。

また工事完了届が提出されたら、地区担当委員と確認し農地として復元されているか確認いたします。

番号2番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 以下計5筆

台帳地目 畑、牧場、山林

現況地目 畑

面積 合計65,473㎡のうち28,464㎡

目的 観測ロケットの打ち上げに伴う有料見学場及び駐車場の設営

時期 許可の日から2019年12月31日

利用権設定等の種類 賃貸借による権利の設定

計画内容

駐車場 所要面積 12,106㎡

見学場他 所要面積 16,358㎡

合計所要面積 28,464㎡

転用基準 農業振興地域整備計画における農用地
(一時転用のため、用途変更不要案件)

許可理由 農地法施行令第11条第1項第1号

「仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもので農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさない場合に許可できる案件」

現地調査 平成30年11月22日 第2班 竹内 班長

番号3番

貸主 (地区) (氏名)、(氏名) (共有名義)

借主 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 1筆

台帳地目 畑

現況地目 畑

面積 10,773㎡のうち8,215㎡

目的 観測ロケットの打ち上げに伴う有料見学場及び駐車場の設営

時期 許可の日から2019年12月31日

利用権設定等の種類 賃貸借による権利の設定

計画内容

駐車場 所要面積 8, 215 m²
 合計所要面積 8, 215 m²
 転用基準 農業振興地域整備計画における農用地
 (一時転用のため、用途変更不要案件)
 許可理由 農地法施行令第11条第1項第1号
 「仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもので農業
 振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさない場合に許可できる案件」
 現地調査 平成30年11月22日 第2班 竹内 班長
 2番と3番は関連しているため、合わせて説明いたします。
 共有名義の農地と単独名義の農地が混在している場合は転用申請を別々に行う
 必要がありますが、転用事業の内容としては同一の案件となります。
 チェックリスト・配置図等を次ページに添付しておりますので、ご参照願います。
 また、農業以外の一時転用のため、申請面積に関わらず北海道農業会議の常設審
 議委員会への意見聴取が必要な案件です。

番号4番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 以下計2筆

台帳地目 畑

現況地目 畑

面積 合計19,332 m²のうち9,951 m²

目的 農業用施設の建設

時期 許可の日から永年間

利用権の設定等の種類 使用貸借による権利の設定

計画内容

育成舎	2棟	建築面積	933.12 m ²	所要面積	933.12 m ²
哺乳舎	1棟	建築面積	317.52 m ²	所要面積	317.52 m ²
ハウス牛舎	1棟	建築面積	162.00 m ²	所要面積	162.00 m ²
敷料庫	1棟	建築面積	97.20 m ²	所要面積	97.20 m ²
エプロン		建築面積	647.64 m ²	所要面積	647.64 m ²
所要敷地				所要面積	2,486.36 m ²
通路・作業場				所要面積	5,307.16 m ²
				合計所要面積	9,951.00 m ²
					(9,951.00 m ²)

転用基準 農業振興地域整備計画における農用地
 農業用施設用地への用途変更手続き中

許可理由 農地法第5条第2項の規定による転用

チェックリスト・施設の配置図等を次ページに添付しておりますので、ご参照願います。

なお、申請面積が3,000㎡を超えることから、北海道農業会議常設審議委員会への意見聴取が必要な案件となります。

工事完了届が提出されたら、地区担当委員と申請通りの転用か確認し工作物が問題なく建っていれば、台帳地目を変更いたします。

以上で説明を終わります。

議長

次に、番号1番について調査班より調査報告を求めます。

第4班 班長 穀内 和夫 委員から報告願います。

13番

議案第54号について報告いたします。

穀内委員

1番につきまして、砂利採取のために農地を一時転用するものです。

現地調査を行った結果、立地基準や一般基準は満たしており、この他の農地周囲への被害も考えられず、周辺への影響はないものと班では判断しました。

ご審議のほど、よろしく願います。

議長

次に、番号2番から4番について調査班より調査報告を求めます。

第2班 班長 竹内 稔 委員から報告願います。

6番

議案第54号について報告いたします。

竹内委員

2番と3番につきまして、観測ロケットの打ち上げに伴う駐車場および見学場の整備を目的とした一時転用の案件となります。

ロケットの発射場所等を考慮すると、他の代替地もなく、営農には支障を及ぼさないことを現地調査にて確認しました。また昨年度も同じ内容で許可を出しており農地として復元されています。

農地転用の一般基準を満たしており、許可することはやむを得ないと班では判断しました。

4番につきまして、預託受け入れ頭数の拡大に伴い牛舎等の施設を建設し、新たに受け入れる規模は200頭程度を予定していると伺っております。

既存の施設の配置等を考慮すると、営農には支障を及ぼさないことを現地調査にて確認しました。施設図面に堆肥置場がありませんが、施設との間に一時的に置くことで対応するとのことでした。

農地転用の一般基準を満たしており許可することはやむを得ないと班では判断しました。

ご審議のほど、よろしく願います。

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第54号、農地法第5条の規定による許可についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第7、議案第55号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第55号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます「農用地利用集積計画」の申請件数は6件でございます。

内容は、新規の賃貸借が4件、新規の使用貸借が1件、更新の賃貸借が1件でございます。

その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは、番号1番から6番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第55号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画に決定について説明いたします。

番号1番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下計3筆

台帳地目 畑

現況地目 畑

面積 合計 32,589 m²

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 2018年12月1日 終期 2023年11月30日 5年

金額 10a 当り 5,700円 毎年12月10日までに指定口座に振込

新規 平成30年10月26日 賃貸あっせん会議 第1班 宮嶋 班長

地区担当委員 宮嶋 敏男 委員 委員

番号2番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下計6筆

台帳地目 畑

現況地目 畑

面積 合計 167,326 m²

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 2018年12月1日 終期 2023年11月30日 5年

金額 10a 当り 5,700円 毎年12月10日までに指定口座に振込

新規 平成30年10月26日 賃貸あっせん会議 第1班 宮嶋 班長

地区担当委員 宮嶋 敏男 委員

番号3番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 1筆

台帳地目 畑

現況地目 畑

面積 33,226 m²

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 2018年12月1日 終期 2023年11月30日 5年

金額 10a 当り 5,700円 毎年12月10日までに指定口座に振込

新規 平成30年10月26日 賃貸あっせん会議 第1班 宮嶋 班長

地区担当委員 宮嶋 敏男 委員

番号4番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下計2筆

台帳地目 畑

現況地目 畑

面積 合計62,946㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 2018年12月1日 2023年11月30日 5年

金額 10a当り5,700円 毎年12月10日までに指定口座に振込

新規 平成30年10月26日 賃貸あっせん会議 第1班 宮嶋 班長

地区担当委員 今村 昭仁 委員

番号5番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 1筆

台帳地目 畑

現況地目 農地・採草放牧地以外

面積 22,153㎡のうち8,787㎡

成立する法律関係 使用貸借

利用権設定等の種類 使用貸借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 2018年12月1日 終期 2023年6月30日 4年7か月

金額 無償

新規

地区担当委員 富倉 浩之 委員

所有者から農用地利用集積の申し出があった新規の案件となります。

番号6番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下計6筆

台帳地目 畑

現況地目 畑

面積 合計 144,644 m²

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 2018年12月1日 終期 2022年11月30日 4年

金額 年額 832,000円 毎年11月30日までに指定口座に振込更新

後ろに添付してあります農業経営基盤強化促進法第18条調査書に記載されておりますとおり、利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

次に、1番から4番の内容について、調査班より調査報告を求めます。

第1班 班長 宮嶋 敏男 委員より報告を求めます。

4番

議案第55号について報告いたします。

宮嶋委員

農地所有者の(1番から4番の利用権の設定等をする者)から賃貸あっせんの申し出があったため、地区農事組合長を通じて(地区)と(地区)に公募を行いました。(地区)は地域での調整の結果、借受者が決定しましたが、(地区)は希望者が競合したため10月26日にあっせん会議を開催し、(4番の利用権の設定等を受ける者)が借り受けることに班会議で決定しました。

周辺農地の賃貸実例から単価を参考に決定し、10a当り5,700円で、あっせん価格を決定しました。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

次に、5番の内容について、地区担当委員 富倉 浩之 委員より報告を求めます。

2番

議案第55号について報告いたします。

富倉委員

申請地は過去に農地転用を許可した農地ですが、事業者が転用を断念したために、所有者に戻ってきている状態となっております。農地が誰にも貸していない状態は好ましくないため、所有者に農用地利用集積の申し出をしてもらい地域調整した結果、隣接農地を使用している(利用権の設定等を受ける者)に貸し付ける事に決定しました。なお集積計画の内容については、(利用権の設定等をする者)から(利用権の設定等を受ける者)に貸し付けている他の農地と合わせております。

ご審議のほどよろしく申し上げます

議長

報告が終わりました。

番号6番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

原口 委員。

7番
原口委員

5番の件ですが、元々は転用許可していた土地とのことですが、なにがあって所有者のもとに戻ってきたのですか。

議長

事務局より回答を求めます。

笹田係長

原口 委員からの質問ですが、元々の転用はバイオガスプラント建設を予定していた農地で、プラント建設を断念したため転用を取り下げることになり所有者に戻ってきていました。

7番
原口委員

分かりました。

議長

他に質疑ありませんか。

柚原 委員。

1番
柚原委員

同じく5番についての質問ですが、使用貸借ということで無償での貸借ですが、価値の無い農地ということですか。

議長

事務局より回答を求めます。

笹田係長

柚原 委員からの質問につきまして、5番の申請地に価値が無いわけではなく、（利用権の設定等をする者）が（利用権の設定等を受ける者）の構成員であり、（利用権の設定等を受ける者）が構成員の土地を利用する場合、使用貸借での貸借を行うことが多いため、無償での使用貸借を行うものです。

1番
柚原委員

分かりました。

議長

他に質疑ありませんか。

（質疑なし）

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第55号、番号1番から6番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。

次に連絡事項に入ります。

事務局より説明いたします。

水津局長

次回の総会につきましては、12月20日、木曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

議長

以上をもって、第17回大樹町農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

平成30年11月30日

会 長 

委員 (1番) 

委員 (2番) 